

阿蘇草原再生協議会 設立趣意書

阿蘇の草原は、有史以降、「放牧」、「採草」、「野焼き」など人々が積極的に手を加えることによって維持されてきました。

その歴史の長さから「千年の草原」とも呼ばれ、長い年月にわたる維持管理によりはぐくまれた多様性に富む生態系とすぐれた景観は、自然とともに生きる豊かな文化を象徴するものでもあり、大きな価値を有するものです。この日本を代表する草原環境は、地域の人々の生業（農畜産業）により維持されてきたものであり、古くから農畜産業が営まれてきたわが国の特徴である多様な二次的自然の象徴ともいえます。

しかし、生活形態の変化や農畜産業を取りまく環境変化、高齢化等により、草原維持のための一連の作業を行うことが困難になりつつあり、近年は草原の面積の減少や変容が進み、草原環境の悪化が進んでいます。これに対し、草原環境の保全に向けて、地域の人々、団体や関係行政機関により野草地の維持管理やその資源利用など様々な取り組みが行われるようになってきました。

平成 15 年 1 月に自然再生推進法が施行され、全国各地で自然再生の取り組みが始まっています。阿蘇草原地域の自然再生（以下「阿蘇草原再生」といいます。）では、草原環境保全型農畜産業の推進や草原生態系の保全などの様々な取り組みにより持続性のある草原環境の保全の仕組みづくりを進め、この草原環境を活用した地域全体の活性化につなげる必要があると考えています。そのためには、農畜産業関係者をはじめ地域内外の多様な主体の参加と新たな担い手の確保・育成が必要であり、多くの主体が共通の認識を持った上で長期にわたり連携していくことが求められることから、自然再生推進法に基づく「阿蘇草原再生協議会」を設立することになりました。

阿蘇の自然と人々のいとなみにはぐくまれた貴重な草原環境を子供たちの世代に引き継ぐため、共通の認識のもとに多くの人々の参画を得て、阿蘇草原再生の活動を推進していきたいと考えています。

平成 17 年 9 月

環境省自然環境局九州地区自然保護事務所
熊本県環境生活部自然保護課
阿蘇市町村会
財団法人阿蘇グリーンストック